

## 街頭検査実施結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、標記街頭検査が実施されました。

街頭検査の結果は以下のとおりです。

日時	実施場所	参加者	摘要
7月8日（木） 13：30～13：40	韮崎市 国道20号 チェーン脱着場	運輸支局 3名 自動車技術総合機構 0名 警察 3名 韮崎支部 5名 振興会 2名	総検査車両数 0台 (検査開始後雨天のため中止) 不良車両数 0台 整備命令 0台 口頭注意 0台 車検切れ 0台

検査開始後、雨天のため中止となりました。

※韮崎支部の皆様、ご協力ありがとうございました。

### =お知らせ=

#### 車検・点検案内はがき「お楽しみくじ」7月分当選発表

事業場	認証	支部	事業場	認証	支部
三友自動車工業（有）	15	甲府南	名執モータース	774	南アルプス北
（有）アユザワ自動車	127	甲府南	清水モータース	858	南アルプス北
青木自動車商会	407	甲府北	（有）田富自動車工業	712	市川
東洋モータース（株）	972	甲府北	河野自動車整備工場	963	市川
末木モータース	431	峡北	山田自動車整備工場	856	南巨摩北
（株）下井出	1035	峡北	（有）富士自動車	524	東八
（有）興石自動車工業	665	韮崎	小宮山モータース	707	東八
（株）久保田自動車整備工場	776	韮崎	小澤自動車工業	931	東八
田中自動車工場	996	韮崎	長田自動車整備工場	941	東八
ヤザキオート	1151	韮崎	（株）田辺自動車	113	塩山
新津モータース	413	南アルプス南	福田オート	447	塩山
早川自動車整備工場	418	南アルプス南	原自動車整備工場	510	塩山
（株）オートサービス三金	559	南アルプス南	町田自動車商会	692	塩山
（有）山口自動車	115	南アルプス北	コマタオートセンター	433	都留
前沢自動車工業	749	南アルプス北	杉林モータース	786	都留

## 令和3年度 CO・HC測定器定期校正の実施計画について

認証工場を対象とする標記定期校正を、通達に基づき下記により実施します。

また、該当支部の事業場(認証工場)には追ってご案内しますが、あらかじめご承知置き下さい。

支 部	実 施 日	実 施 場 所	時 間
大 月	9月22日(水)	小林自動車整備工場	10:00～16:00
甲府西	9月28日(火)	西甲府自動車整備協業組合	9:30～16:00
甲府西	9月30日(木)	西甲府自動車整備協業組合	9:30～16:00
東 八	令和4年1月18日(火)	振興会実習場	9:00～16:00
東 八	1月19日(水)	振興会実習場	9:00～16:00
東 八	1月21日(金)	振興会実習場	9:00～16:00
甲府東	1月26日(水)	振興会実習場	9:00～16:00
南巨摩南	2月 2日(水)	各事業場巡回	10:00～16:00
上野原	2月16日(水)	各事業場巡回	10:30～15:00

# OBD検査の概要について

衝突被害軽減ブレーキ等の自動運転技術については、近年、軽自動車を含む幅広い車両への搭載が進んでおります。これらの技術は、交通事故の防止に大きな効果が期待される一方、故障時には誤作動等により事故につながる恐れがあることから、使用時においても、確実に機能維持を図ることが重要です。

このため、下図のスケジュール及び流れで自動車の検査（車検）において、自動ブレーキ等の自動運転技術等に用いる電子制御装置の目に見えない故障に対応するための電子的な検査（OBD検査）を開始することとしております。

## ■OBD検査関係のスケジュール及び対象車両等

(2020.11.04)

	2021年10月	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
必要な情報管理に関する実費 納付対象車両						
大型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く 検査対象自動車（軽自動車を含む） 【注1】 400円を自動車機構へ納付		必要な情報管理 に関する実費 徴収開始				
OBD検査対象車両 国産車：2021年10月以降の新型車 (乗用車、バス、トラック) 輸入車：2022年10月以降の新型車 (乗用車、バス、トラック)		OBD検査 プレテスト開始 【注2】		OBD検査開始		OBD検査開始

【注1】納付対象車両はOBD検査の対象・対象外にかかわらず、大型特殊自動車及び二輪車を除く検査対象自動車（軽自動車を含む）となっている。

言い換えると、自動車検査証の自動車の種別が普通、小型（二輪を除く）、軽自動車の検査対象自動車が納付対象となる。

なお、ここでいう「検査対象自動車」とはOBD検査対象ではなく「新規検査、継続検査、構造等変更検査及び予備検査の対象自動車（軽自動車を含む）」を示す。

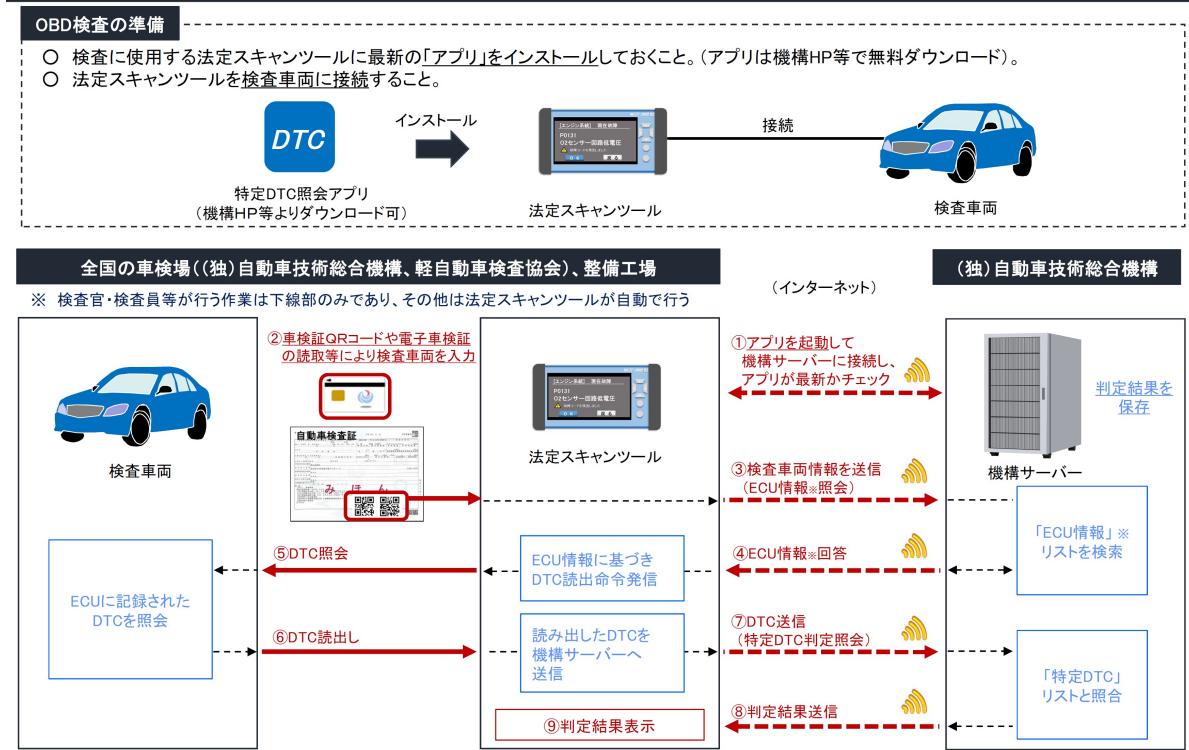
【注2】プレテストにおいて、OBD検査の対象となる装置の特定DTCが検出された場合においても検査不合格とはならない。

## OBD検査の対象となる装置

- ①運転支援装置
  - ・衝突被害軽減ブレーキ（自動ブレーキ）
  - ・自動命令型操舵機能（レーンキープ）等
- ②自動運行装置
- ③排ガス関係装置

【参考】日整連支部による継続検査OSS申請時の自動車機構への「必要な情報管理に関する実費：400円」の納付方法は、現状、国へ検査手数料等を納付する手段として採用しているダイレクト納付方式が利用できないため、現在、代替方式を自動車機構と調整中となります。

## OBD検査の流れ



※ ECU情報：車両のコンピュータ(ECU)から故障コード(DTC)を読み出すために必要な技術情報(ECU番号、通信規格など)

# 自動車検査の法定手数料変更のお知らせ

国土交通省及び独立行政法人自動車技術総合機構より、令和3年10月1日より以下の通り自動車の検査の際に支払う法定手数料が変更となる旨、通知がありましたのでお知らせします。

## 自動車検査の法定手数料変更のお知らせ

令和3年10月1日より

### 概要

- 令和3年10月1日より、自動車の検査の際に支払う法定手数料として、(独)自動車技術総合機構の技術情報管理手数料が追加（1台あたり一律400円）されます。
- 技術情報管理手数料の納付は、既存の手数料と併せて行うこととなります。

### 何のための手数料ですか？

- 近年急速に普及はじめている、衝突被害軽減ブレーキ等の電子制御がなされている先進安全装置について、従来の点検や検査では検知できない故障による事故が発生しています。
- このため、点検や検査（車検）のタイミングで、車載式故障診断装置（OBD）を活用して電子的に故障診断をするように、制度が変わります。
- 手数料は、この制度の実施に必要となる、自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報管理、全国の検査場（車検場）や整備工場が利用する情報システムを運用していくための費用として納付いただくものです。



### よくあるご質問

- Q. 電子的な検査の対象車両ではありません。なぜ手数料を払う必要があるのですか。
- A. 先進安全装置の機能維持は、事故低減効果によりクルマ社会全体の安全性向上に資するため、既存の手数料同様に、電子的な検査対象車両でなくとも負担をいただくこととしております。また、リコール情報の提供等、自動車を安全にお使いいただくためのサービスも提供していきます。
- Q. 自動車技術総合機構に持ち込まれない指定整備工場（民間車検）や軽自動車検査協会で受検する車両について、なぜ技術情報管理手数料を払う必要があるのですか。
- A. 自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報の管理、指定整備工場や軽自動車検査協会が利用する情報システムの運用を、自動車技術総合機構が行うためです。

お問い合わせは、お近くの自動車技術総合機構又は運輸支局等まで



国土交通省

独立行政法人  
自動車技術総合機構  
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

# 令和3年10月1日以降の手数料額 新旧表

継続検査		納付先・金額(現行)			納付先・金額(令和3年10月1日以降)		
手続きの種類		国/軽検協※	機構	合計額	国/軽検協※	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400 円	1,400 円	1,800 円	変更なし	1,800 円	2,200 円
	小型自動車		1,300 円	1,700 円		1,700 円	2,100 円
	小型自動車(二輪)		1,300 円	1,700 円		変更なし	
	大型特殊自動車		1,400 円	1,800 円		変更なし	
	軽自動車	1,400 円	-	1,400 円		400 円	1,800 円
指定整備	普通自動車	(oss)1,000円	1,200 円	-	変更なし	400 円	1,600 円 (oss)1,400円
	小型自動車		-	(oss)1,000円		変更なし	
	小型自動車(二輪)	1,100 円	-	1,100 円		変更なし	
	大型特殊自動車	1,200 円 (oss)1,000円	-	1,200 円 (oss)1,000円		変更なし	
	軽自動車	1,100 円	-	1,100 円		400 円	1,500 円

※軽自動車は軽自動車検査協会への支払いとなります。

新規検査		納付先・金額(現行)			納付先・金額(令和3年10月1日以降)		
手続きの種類		国/軽検協※	機構	合計額	国/軽検協※	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400 円	1,700 円	2,100 円	変更なし	2,100 円	2,500 円
	小型自動車		1,600 円	2,000 円		2,000 円	2,400 円
	小型自動車(二輪)		1,600 円	2,000 円		変更なし	
	大型特殊自動車		1,700 円	2,100 円		変更なし	
	軽自動車	1,400 円	-	1,400 円		400 円	1,800 円
完成検査終了証の提出	普通自動車	(oss)1,000円	-	1,200 円 (oss)1,000円	変更なし	400 円	1,600 円 (oss)1,400円
	小型自動車		-	(oss)1,000円		変更なし	
	小型自動車(二輪)	1,100 円	-	1,100 円		変更なし	
	大型特殊自動車	1,200 円 (oss)1,000円	-	1,200 円 (oss)1,000円		変更なし	
	軽自動車	1,100 円	-	1,100 円		400 円	1,500 円

※軽自動車は軽自動車検査協会への支払いとなります。

この表にない手続き(継続検査や新規検査で限定自動車検査証、保安基準適合証等の提出があるもの、予備検査、構造変更等検査)についての手数料額の詳細は、窓口にお問い合わせください。

# 技術情報管理手数料の納付方法について

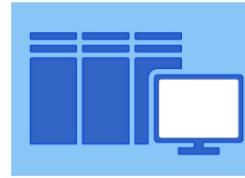
令和3年10月1日より追加される「技術情報管理手数料」の具体的な支払い方法は、以下のとおりです。

## 1. 登録車

### ① OSS申請の場合

現行の検査登録手数料と同様、オンライン決済<sup>\*1</sup>によりお支払いください。

※1 検査登録手数料の納付が確認されると、自動的に技術情報管理手数料の納付画面へ遷移します。



### ② OSS申請以外の場合（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合）

窓口において自動車審査証紙<sup>\*2</sup>によりお支払いください。

※2 持込検査の窓口申請については、既存の手数料に加え、技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。なお、新たに400円、1,700円及び1,800円の自動車審査証紙を発行することを予定しています。



## 2. 軽自動車

### ① OSS申請の場合

現行の検査手数料と同様、オンライン決済<sup>\*3</sup>によりお支払いください。

※3 現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。



### ② OSS以外による申請（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合）

現行の検査手数料と同様、窓口において現金<sup>\*4</sup>でお支払いください。

※4 現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。

## 自動車特定整備事業に係る国土交通省ホームページ掲載のお知らせ

国土交通省ホームページに特定整備事業関係情報の専用ページ「自動車特定整備事業について」が開設され、同ページにおいて、電子制御装置整備の対象車両及び整備用スキャンツールの情報等が掲載されましたのでお知らせします。

なお、上記 対象車両及び整備用スキャンツールリストは随時更新されますので、ご留意下さい。  
国土交通省ホームページ「自動車特定整備事業について」

自動車⇒◆自動車整備事業⇒自動車特定整備事業について

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr9\\_000016.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html)

The screenshot shows the official website of the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (MLIT) in Japan. The top navigation bar includes links for YouTube, Twitter, and various ministry departments like 'About the Ministry', 'Press Release', 'Policy', 'Open Data', and 'Search'. Below the navigation is a main menu for 'Automobiles'. A breadcrumb trail indicates the page's location: Home > Policy > Automobile > Automobile Specific Maintenance. The main content area features a large box titled 'STOP Violation Maintenance!!' explaining the new regulations starting April 1, 2020, regarding the maintenance of specific automobile parts like glass and bumpers. To the left, there are two cartoon illustrations: one showing a character with a 'NG' sign and another with an 'OK' sign, both related to maintenance tasks.

### 自動車特定整備制度の概要

自動車特定整備制度は、従来からの分解整備に加え、自動ブレーキなどに使用される前方を監視調整や自動運行装置の整備について、「電子制御装置整備」と位置づけ、その整備に必要な事業場(